

沖繩航路配船調整規程の延長に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年五月十一日

喜屋武眞榮

参議院議長 安井 謙殿

沖繩航路配船調整規程の延長に関する質問主意書

沖繩復歸の特別措置の一つである沖繩航路配船調整規程が来る五月末日で期限切れとなる。ところでこの規程によつて設置された沖繩航路運賃同盟の加盟社である沖繩県の海運企業三社中二社が会社更生法による会社更生手続開始の決定を受け、現在企業再建に向けて合理化対策に取り組んでいる最中であるなど、復歸六年を経た現在でも沖繩県の海運企業は依然としてぜい弱である。それに加えて、国内の經濟情勢の影響により、本土・沖繩間の貨物輸送需要は低迷を続け、沖繩航路は当分の間船腹過剩状態が続くものと考えられる。また、昨今の本土内航航路における船腹の需給も大幅な供給過剩にあるといわれている。

こういう状況の下で、沖繩航路配船調整規程が打ち切られると、沖繩航路の安定した輸送力の確保及び輸送秩序の維持は困難となり、生活物資の約八割を県外に依存している沖繩県の県民生

活及び県内産業活動に大きな影響を及ぼすことは避けられない。また、地元海運企業の安定を図ることは、港湾荷役業等関連業界をも含めた労働者の雇用の安定にもつながり、全国平均の三倍以上の失業率を示している沖縄県にとって重要な問題である。

そこで、沖縄航路配船調整規程を当分の間延長すべきものと考えているが、政府のご見解を伺いたい。

右質問する。